

## 相模原市農業委員会第9回会議議事録

開 会 日 時 令和7年11月28日 午後1時36分

閉 会 日 時 令和7年11月28日 午後3時07分

開 催 場 所 産業会館4階 特別会議室

出 席 委 員 (○印)

①	齋藤 孝之	⑧	西東 邦雄	⑮	高橋 三行
②	築地原 優二	⑨	鈴木 輝彦	⑯	加藤 通一
③	阿部 健	⑩	菱山 喜章	⑰	檜島 真
4	黒木 竜郎	⑪	斉藤 嘉之	⑱	菊地原 靖
⑤	藤村 達人	⑫	木下 賢一	⑲	大塚 優子
⑥	渋谷 久夫	⑬	志村 佳男		
⑦	山口 幸男	⑭	岸 義之		

出席委員 18名

欠席委員 1名 (4番黒木竜郎委員)

傍聴人 0名

事 務 局 菊地原央 山下淳 清水正之 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席 9番

議席 10番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第2回農地あっせん委員会報告
3		第3回農地利用最適化推進委員連絡会報告
4	議案第45号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第46号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第47号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第48号	農地法第3条の規定による許可申請について
8	議案第49号	農用地利用集積等促進計画の要請について
9	議案第50号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
10	議案第51号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
11	報告第46号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
12	報告第47号	農地所有適格法人の報告について
13	報告第48号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
14	報告第49号	非農地証明書の発行について
15	報告第50号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
16	報告第51号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
17	報告第52号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のおり

## **議長（阿部会長）**

それでは、ただいまから、相模原市農業委員会第9回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、4番黒木竜郎委員より欠席の旨通告がありましたので報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名員につきましては、9番鈴木輝彦委員、10番菱山喜章委員を御指名いたします。

傍聴者はありませんので、引き続き、進めます。

それでは、これより日程に入ります。

## 日程1 会務報告

### 議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

菊地原事務局長に報告をいたさせます。

### 事務局（菊地原事務局長）

それでは、令和7年10月31日から令和7年11月27日までの主な会務につきまして、報告をさせていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

11月6日、神奈川県農業委員会活動推進大会第3回大会運営委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、大会当日の質問等の調整でございます。

同日、神奈川県農業委員会活動推進大会が開催されまして、農業委員13名、農地利用最適化推進委員4名が出席しております。内容につきましては、地域計画の着実な実行に関する要望等における大会決議ほかでございます。

11月19日、神奈川県農業委員会活動推進大会決議実行運動副知事要請及び要請活動が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、副知事及び県議会議長への要請活動でございます。

同日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告7件となっております。

続きまして、市関係でございます。

10月31日、農業委員会第8回総会を行いまして、農業委員19名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

11月12日、第3回農地利用最適化推進委員連絡会を行いまして、農業委員15名、農地利用最適化推進委員17名が出席しております。内容につきましては、令和7年度農地利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組についてほかでございます。

11月20日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

裏面を御覧ください。

続きまして、その他でございます。

11月27日、令和7年度全国農業委員会会長代表者集会在開催されまして、阿部会長と私が出席しております。内容につきましては、令和8年度農業関係予算の確保及び新たな基本計画の実現と農業構造の転換に向けた要請決議ほかでございます。

続きまして、2のその他でございます。

初めに、市関係でございます。

11月20日、令和7年度相模原市表彰式が行われまして、阿部会長が出席しており

ます。内容につきましては、令和7年度相模原市表彰式の賞状授与ほかでございます。  
なお、当農業委員会より高橋三行委員が自治功労表彰を受賞されております。

続きまして、その他でございます。

11月9日、第61回相模原市農業まつりが開催されまして、阿部会長、農業委員4名、農地利用最適化推進委員6名が出席しております。内容につきましては、農業委員会の活動紹介ほかでございます。

11月13日、埼玉県東松山市農業委員会行政視察の受入れを行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、農地再生モデル事業等についてほかでございます。

11月15日、第37回JAまつりが開催されまして、阿部会長、農業委員4名、農地利用最適化推進委員7名が出席しております。内容につきましては、農業委員会の活動紹介ほかでございます。

11月27日、農地再生モデル事業が行われまして、菱山副会長、農業委員3名、農地利用最適化推進委員4名が出席しております。内容につきましては、津久井在来大豆の収穫、脱粒でございます。

以上でございます。

#### **議長（阿部会長）**

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。  
よろしいですか。

[ はいの声 ]

#### **議長（阿部会長）**

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程2 第2回農地あっせん委員会報告

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程2「第2回農地あっせん委員会報告」をいたします。  
大塚委員長に報告をいたさせます。

### 委員長（大塚委員）

それでは、第2回農地あっせん委員会の結果報告をいたします。

先月10月31日に開催されました第2回農地あっせん委員会の結果について報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中での主な意見等ですが、議題（1）については、意向調査を行うに当たり、不耕作であったかどうかは何をもって判断したのか、前回に比べ、回答率はよくなったのかといった質問がありました。なお、事務局より、不耕作かどうかについては、利用状況調査の結果を用いて判断していること、回答率は前回に比べてよくなっていると回答がありました。

以上で第2回農地あっせん委員会の結果報告を終わります。

### 議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。  
よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、以上で第2回農地あっせん委員会報告を終わります。

## 日程3 第3回農地利用最適化推進委員連絡会報告

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程3「第3回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。  
事務局に報告いたさせます。

### 事務局（清水総括副主幹）

それでは、11月12日に開催されました第3回農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧いただきたいと思います。

議題（1）につきましては、担当区域ごとに今年度の農地利用状況調査で不耕作緑または不耕作黄区分となった農地に係る情報共有を図るとともに、今後、ヒアリング調査を実施する農地の候補地の選定について、話し合いを行ったところでございます。

以上で第3回農地利用最適化推進委員連絡会の報告を終わります。

### 議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。  
よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、以上で第3回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

## 日程4 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程4議案第45号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-15から3-19は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和7年11月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページから3ページを御覧ください。

收受番号3-15から3-19は、相模原市中央区に住む譲受人が、市内及び八王子市に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、緑区大島の畑、7筆合計6,351㎡です。今後の作付は、ミカンで露地栽培し、観光農園とする予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地24筆、11,794.55㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。ミカンの品種につきましては、ゆら早生、小原紅などを作付すると聞いております。収益につきましては3年目からを見込んでおり、観光農園は5年目以降という予定になっております。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、過日、地区担当委員さんに現地調査に行っていたいただいております。補足説明や御意見を伺いたいと思います。

收受番号3-15から3-19については、緑区担当山口幸男委員、お願いいたします。

### 7番（山口委員）

先週の23日、小俣推進委員と一緒に現地を確認しました。これは大歓迎の案件です。この中の1521番と1522番は雑木林になっていた場所で、そちらの伐採作業が始まったときに、周りの農家の方から、また変なものが造られてしまうのではないかと連絡があり、農業委員会事務局に問合せたところ、是正指導で伐採したとのことなので、周りの人が一安心したような場所です。譲受人とは面識はないですが、息子さんはよく知っていて、非常に農業を頑張ってやっぴらっしゃる方です。現地へ行ってみまして、境に標示がなかったんです。上吉野は結構そういうのは厳しい場所なので、この後、標示は必ずつけるような指導は必要かと思ひます。

以上です。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

事務局、境界のことはいいですか。

**事務局（武信総括副主幹）**

境界につきましては、既に譲受人にしっかり確認して作業を行うようにと伝えてあります。

**議長（阿部会長）**

確認はできているということですね。

**事務局（武信総括副主幹）**

はい、大丈夫です。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第45号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程4議案第45号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程5議案第46号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、4ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-17から5-19及び5-1036から5-1041は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年11月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページから11ページを御覧ください。

收受番号5-17は、借受人のスターバックスコーヒージャパン株式会社が、貸出人が所有する相模大野1丁目の農地、1筆2,442㎡に賃借権を設定し、飲食店（スターバックスコーヒー）として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、飲食業を営んでおり、申請地周辺ではドライブスルー式休憩スペースが少ないため、新たに飲食店を出店するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、ブロック積み1段から3段及びL型擁壁を設置し、雨水については、雨水貯留浸透施設による敷地内浸透とする計画です。汚水については、公共下水道に接続いたします。申請地は、小沼東公園の東約300mです。

続きまして、收受番号5-18は、譲受人の株式会社千寿園が、譲渡人が所有する当麻の農地、3筆1,983㎡の所有権移転を受け、貸駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産賃貸業を営んでおり、相模原インターチェンジ周辺の法人等からの要望により、新たに貸駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、既設ネットフェンス及びブロック積み1段を設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は当麻宿さくら第1公園の北約150mです。

続きまして、收受番号5-19は、借受人が貸出人が所有する上溝の農地、2筆270.77㎡に使用賃借権を設定し、自己住宅（次世代分家）として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、アパートに居住しており、結婚したため、将来を考え、実家の隣接地に自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、ブロック積み2段を設置し、雨水については、雨水浸透柵及び砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。汚水については、公共下水道に接続

いたします。申請地は相和病院の西約200mです。

本庁分は以上です。

### 事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の6件について説明いたします。

収受番号5-1036は、譲受人の株式会社未来商事が、譲渡人が所有する緑区川尻の農地、4筆2,642㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、運送業を営んでおり、借りている既設駐車場の返還を求められていることから、事業用車両の駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、安全鋼板を設置する計画です。雨水につきましては、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川課と協議しておりますが、雨水浸透貯留層及び雨水柵を設置し、敷地内浸透とする計画です。申請地は広田小学校の北西約1,100mです。

続きまして、収受番号5-1037は、借受人の株式会社VERDEが、貸出人が所有する緑区牧野の農地、1筆684㎡の賃借権の設定を受け、車両置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、自動車販売、整備業を営んでおり、事業規模拡大に伴い、販売車両、整備車両など取り扱う車両の増加が見込まれ、既設の保管場所では手狭であることから、新たに車両置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北西側は隣接住宅の既存擁壁を利用し、北東及び南東側は樹脂製のあぜ板を設置する計画です。雨水につきましては、土の状態のままで敷地内浸透とする計画です。申請地は藤野北小学校の北約900mです。

続きまして、収受番号5-1038は、譲受人の株式会社ファミリーホームが、譲渡人が所有する緑区千木良の農地、1筆301㎡の所有権移転を受け、住宅用地として販売するための宅地造成の転用申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、国道20号沿いで用途地域の指定もされている土地であり、宅地としての需要が見込めることから、宅地造成し、販売するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、西側は隣接住宅の既存コンクリート擁壁、南側は既存の玉石を利用し、東側、北側は樹脂製の平板を設置する計画です。雨水につきましては、土の状態のままで敷地内浸透とする計画です。なお、申請地は用途地域が指定されており、第一種住居地域です。申請地は千木良小学校の北20mです。

続きまして、収受番号5-1039は、譲受人が譲渡人が所有する緑区牧野の農地、1筆429㎡の所有権移転を受け、通路となる西側の宅地と合わせて自己住宅を建築するための転用申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、借家住まいで、子供の成長により手狭となったことから、自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め

策として、西側は車両等出入口を除き、隣接住宅の既存擁壁を利用し、北側はコンクリートブロック1段から2段積み、東側及び南側は樹脂製のあぜ板を設置する計画です。雨水につきましては、浸透柵による敷地内浸透とし、汚水は農業集落排水に接続する計画です。申請地は藤野南小学校の南東約500mです。

続きまして、收受番号5-1040は、譲受人の梅澤木材株式会社が、譲渡人が所有する緑区根小屋の農地、2筆1,021㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、木材の販売及び建築業を営んでおり、事業規模拡大により、木材の保管場所が不足することから、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、コンクリートブロック2段積みを設置する計画です。雨水につきましては、土の状態のままで敷地内浸透する計画です。なお、申請地は用途地域が指定されており、第一種中高層住居専用地域です。申請地は串川東部保育園の北約100mです。

続きまして、收受番号5-1041は、譲受人の株式会社イチケンが、譲渡人3人が所有する緑区三ヶ木の農地、5筆2,715㎡の所有権移転を受け、住宅用地として販売するための宅地造成の転用申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、バスターミナルや病院、スーパーに近く、宅地としての需要が見込めることから、専用住宅11区画の造成を行い、販売するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段から3段積み及びコンクリート擁壁を設置する計画です。雨水につきましては、敷き砂利または土の状態のままで敷地内浸透とする計画です。なお、申請地は用途地域が指定されており、第一種住居地域で一部が第一種低層住居専用地域です。申請地は三ヶ木のバスセンターの東30mです。

以上で説明を終わります。

### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、過日、地区担当委員さんに現地調査をしていただいております。補足説明や御意見を伺いたいと思います。

收受番号5-17については、南区担当、渋谷久夫委員、お願いします。

### **6番（渋谷委員）**

今月の20日に古木推進委員と2人で現地へ行って立ち会いました。図面等、1時間程度確認しました。杭は、ある程度、入っていました。入っていないところも見受けられたんですけども、擁壁等で隣との境界線は確実にあると思います。国道16号のすぐ脇にある土地なので、非常に交通渋滞の多いところです。また、スターバックスができることによって渋滞があるのではないかと少し懸念していますけれども、図面を見させていただいたら、敷地内にぐるっと回るような道路ができるみたいで、その辺は配慮されているようなことが見受けられます。周りですけれども、倉庫や建物などで、畑に関することで悪影響するところはないので大丈夫だと思います。御審議をよろしく願います。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-18については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

### **13番（志村委員）**

11月15日に、中島推進委員と現地確認に行っていました。ここは現状、ハウスが建ってしまっていて、譲渡人がずっとトマトを栽培していました。10年ぐらい前、ちょっと体調を崩し、それから荒れている状況です。境界もしっかり確認できましたし、伐採も大分進んで、駐車場ということですので、転用もやむを得ないのかなと思います。御審議をよろしくお願いいたします。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-19については、中央区担当、鈴木輝彦委員、お願いします。

### **9番（鈴木委員）**

11月17日に佐藤推進委員と確認してきました。地図で見て、この奥にも畑があるんですね。この前の道しか、その畑に行く道がないんですけど、隣の家もそうですが、既にセットバックされていて、新しく建てる家もセットバックされるそうなので、その隣の畑は道より少し下がったところから耕作されていますので、この奥の畑に入るのにも特に問題ないのではないかなという判断をしました。

以上です。審議をよろしくお願いいたします。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-1036については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いします。

### **8番（西東委員）**

11月23日に現地確認をしてきました。北側は境川で、川に沿った土地です。既にこの一帯は駐車場や資材置場が多くあり、農地としての活用は厳しい場所なのかなと思っています。そういうことではやむを得ないということで、問題ないと思います。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-1037及び5-1039については、藤野地区担当、黒木竜郎委員でございますが、本日、欠席でございます。黒木委員からは、5-1037、5-1039、いずれも周辺農地への影響はなく、問題はない。御審議よろしくお願いいたしますとの旨の連絡を受けております。

続きまして、收受番号5-1038については、相模湖地区担当、岸義之委員、お願いいたします。

### **14番（岸委員）**

11月21日に推進委員の榎本委員と現地を確認いたしました。申請地は住居系の用途地域に指定され、国道20号沿いで、千木良小学校や公民館がすぐ近くにある便利なところですので、転用され、宅地になるのは致し方ないかなと思っています。しかし、転用目的が宅地造成ということで、土地区画の明確化と、土留め策としては、一般的にはコンクリートブロック積みがほとんどだと思いますが、今回の案件は土留めが樹脂製の平板ということであり、疑念が残るところであります。そして、国道側に30cmほどの玉石が並べてありますが、一部の土が国道沿いに流れ出ている状況でしたので、改め

て事務局から適切な土留め策を行うように指導していただきたいと思います。

以上です。

### **10番（菱山委員）**

今、岸委員から現地確認の説明がありましたが、津久井地域は昔から宅地造成に伴う農地転用は基準が多少不明確なところもあり、指導が統一されていなかった部分もあったと思います。これからもこうした事例が出てくると思いますので、特に宅地造成については、周辺への土の流出がないように、土留めは木や樹脂製ではなくて、コンクリート擁壁やコンクリートブロックなどで行うとともに、地盤も砂利などを入れ転圧するなど、宅地として転用したことがはっきりと分かるように、今後は事務局でしっかり指導するようにお願いしたいと思います。

以上です。

### **事務局（山下所長）**

まず、岸委員から御意見をいただきました国道側の土留め策につきましては、土砂等の流出が起きないように、譲受人に改めて適切な土留め策を指導してまいります。

また、宅地造成に当たり、土留めの指導が統一されていないという菱山委員からの御指摘を踏まえまして、今後、事前相談の中で、コンクリートブロック積みとするなど、客観的に宅地造成した土地であるということが分かるように指導するよう、職員に周知徹底してまいります。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

お願いします。では、ここはこれで一旦、先へ進ませていただきたいと思います。

続きまして、収受番号5-1040については、津久井地区担当、菊地原靖委員、お願いします。

### **18番（菊地原委員）**

11月19日に現地調査してまいりました。現地は、根小屋小学校の裏手になります。用途地域が指定されており、この予定地の周辺は住宅が立ち並んでいます。この農地は長いこと耕作はされていなかったようで、毎年、雑草が繁茂していたような状況であったという話であり、転用されるのは問題ないのかなと思います。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、収受番号5-1041については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

### **19番（大塚委員）**

11月21日に高城推進委員と一緒に見てまいりまして、事務局の説明のとおり、問題はないと思います。申請地は国道と住宅に囲まれています。南側に畑をやっている方がいるので、土留め等をきちんとして迷惑にならないようにお願いします。

### **議長（阿部会長）**

説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、先ほどの5-1038、岸義之委員から土留めが平板ということで疑念が残るという話があり、事務局から説明がありました。菱山委員からも意見がありましたが、この件はよろしいですね。

そのほかについて、御発言がございましたらお願いします。

**5 番（藤村委員）**

地図でいうと 6 ページ、上空からの写真、北側にある道路はひかげ坂と書いてあって、たしか入ってこられなかったと思います。取付け道路が駐車場でいいのかなという気はしたんですが、どうですか。

**事務局（武信総括副主幹）**

こちらにつきましては、北側の道路が当麻 5 7 号という市道になっておりまして、住宅の前までが幅員 4 m の道路がありまして、そちらから来て、駐車場に進入するという形になっています。

**5 番（藤村委員）**

ひかげ坂ではないほうからですね。

**事務局（武信総括副主幹）**

はい、そうです。

**5 番（藤村委員）**

先程、岸委員から話しがあった 5 - 1 0 3 8 について、後ろの農地への進入路は大丈夫でしょうか。

**事務局（山下所長）**

1.5 m 程の法定外道路いわゆる赤道が通っておりそこから後ろの農地に入れるようになっています。

**1 4 番（岸委員）**

私が担当している相模湖地区は、傾斜地も多いので、傾斜がある農地を転用する場合は、コンクリートブロック積みにするなど、土砂が流れ出ないようにお願いしたい。

**議長（阿部会長）**

では、土留め策の指導について、事務局から改めて説明をお願いします。

**事務局（山下所長）**

宅地造成の際は、今後、事前相談の中で、コンクリートブロック積みとするなど、土留め策をしっかりと行うよう指導してまいります。

以上です。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言ございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、今のことも踏まえた中で、採決をさせていただきたいと思います。議案第 4 6 号につきまして、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

## 全員挙手

### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第46号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について

## 日程7 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第47号及び日程7議案第48号につきましては、関連議案になりますので、2議案一括で議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

### [ 異議なしの声 ]

### 議長（阿部会長）

異議なしと認めます。

それでは、議案第47号及び議案第48号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（山下所長）

それでは初めに、本件の概要について説明いたします。

議案第47号及び議案第48号につきましては、既に許可を受け、設置した営農型発電設備の設置許可期間満了に伴う更新の案件です。太陽光パネルの地中部分を転用面積とした第5条の転用許可申請と、上部に設置する太陽光パネルに係る第3条による区分地上権の設定とのそれぞれの許可期間を更新するものです。

それでは、まず、議案第47号について説明いたします。12ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1042は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年11月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページを御覧ください。

收受番号5-1042は、借受人のたまエンパワー株式会社が、貸出人が所有し、耕作者として株式会社さがみこファームが利用権を設定している緑区青野原の農地、2筆2,399㎡のうち1.23㎡に賃借権を設定し、営農型発電設備を設置する支柱部分について、一時転用許可の更新を行うものです。一時転用期間は、現在の設定期間満了日の翌日である令和7年12月3日から令和17年12月2日までの10年間です。現地状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は22ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。営農型発電設備の設置により転用する場合は、国からの通知により、支柱部分を転用面積として取り扱われるとされており、当該申請における支柱は10.7cm角で、1本当たりの面積は0.011449㎡で、地番269番には支柱を38本設置するので0.43㎡、地番275番には支柱を70本設置するので0.8㎡となり、合計1.23㎡が一時転用面積となります。隣接地への被害防除につきましては、農地全体に浸透性防草シートを敷き、雨水及び土砂の流出を防ぐ計画となっております。申請地は青和学園の東約1,700mです。

続きまして、議案第48号について説明します。14ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1010から3-1011は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和7年11月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページを御覧ください。

收受番号3-1010及び3-1011は、権利設定者のたまエンパワー株式会社が、緑区青野原の農地、2筆2,399㎡について、営農を継続しながら、その上部に太陽光パネルを設置することに伴い、区分地上権を再設定するものです。本申請地は農地所有適格法人であるさがみこファームが利用権設定を受けている農地で、営農作目は養液栽培によるブルーベリーです。設置に伴う作物等への影響につきましては、太陽光パネルの高さは地上から2.4mから2.9m、支柱間隔は3.8mから4.3mとなっており、農業を効率的に行う空間を確保しているとともに、ブルーベリーの生育に適した日照量を確保できていることから、作物への影響はないものと判断しました。区分地上権の設定期間は、現在の設定期間満了の翌日である令和7年12月3日から令和17年12月2日までの10年間です。なお、今回の更新の許可に当たっては、前年中の農作物の収穫状況、営農状況を記載した報告書が既に提出されており、農林水産省の令和4年産特産果樹生産動態等調査における10アール当たりの平均収穫量の335キロを上回る実績及び生育、収穫の栽培管理を通常どおりに行い、現在も適切な営農が継続していることを確認しております。

以上で説明を終わります。

#### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明、御意見はございませんか。

收受番号5-1042、3-1010及び3-1011について、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

#### **10番（菱山委員）**

11月23日に、柳川推進委員と現地調査に行っていました。適正に管理してまして、量もとれるようです。毎年、事務局と一緒に現地を見てきましたけど、適正に管理されていますので、何ら問題ないと思います。皆様の御審議、よろしく願いいたします。

#### **議長（阿部会長）**

それでは、これより質疑に入ります。

#### **5番（藤村委員）**

菱山委員から適切に管理されていると話がありましたが、写真を見る限りちょっと貧弱なブルーベリーではないかなと思っています。10アール当たり335キログラムとは全国平均ということですか。

#### **事務局（山下所長）**

農林水産省の調査における相模原市の10アール当たりの平均収穫量です。営農型発電設備の場合、達成すべき収穫量は、その地域の平均的な収穫量の8割を下回らない

こととなっておりますが、それは上回っております。

10アール当たり1,015キログラムの実績と報告されています。1アール当たりだと101キログラムになります。

#### **事務局（山下所長）**

菱山委員とも年に1回は実績の確認で現地に行っていますが、実は十分に生っており、特に問題ございません。

#### **15番（高橋委員）**

鉢に植えてあるということで、平米当たり何本植わっているのか。10アール当たり何本植えてあるのか、その辺の数字はありませんか。

#### **事務局（山下所長）**

申し訳ありません、持ち合わせておりません。

#### **15番（高橋委員）**

この写真だと、木の大きさが分からないので、他の委員にも分かるように、もっと近くで撮った写真にするなど、今後は実証できるようにお願いしたい。

以上です。

#### **事務局（山下所長）**

貴重な御意見ありがとうございます。委員の皆様にも十分分かってもらえるよう、今後は木の生育状況が分かる写真や資料を添付してまいります。

以上です。

#### **2番（築地原委員）**

昨年4月、ガイドラインが新しく出され、栽培の実績と収支報告も毎年報告するようという誓約を結ぶようになりました。養液栽培なので、市内の他の同じような作型や収支を比較することなども考えられます。見る限りは、しっかり栽培できていると思っています。中山間地域で営農型発電は、一つの活性化だと思いますので、しっかり適正に運営管理されて、地域活性化に資するのではないのでしょうか。また、ブルーベリーで観光農園をしているので地域活性化のためにも非常にいいのではないかと考えています。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

一番初めにこれができたときには、いろいろな面で疑問に感じることもあり、本当にそれだけできるのかどうかと、当初、そういうようなことを感じていました。そうした中で、果実組合に入ってもらいました。今年の8月に、果実組合のブルーベリー部会で、更に技術を高め研鑽する目的で、それぞれの圃場を巡視しました。この中で当案件にも行ってきました。ブルーベリーは大きく2種類あり、ハイブッシュという背が低く、比較的、甘さがあるものと、それから、背丈が2m50cmから3mぐらいになるラビットアイ種とがあります。ここでは、営農型発電を行っているので、上を止めています。一定間隔で黒い鉢により、養液栽培をしています。小さいものでも私なんかの背丈よりも高くなっており、相当な実りをしていました。当日行ったときには、地域の福祉作業所、障害児者の人たちが一生懸命、落ちた実を拾ったり、清掃作業を農福連携の関係でやっていました。下は全部、防草シートを敷いており、土の中に全部還るものではないので、そうすると、病害虫が発生してしまいますので、そういうところを徹底的にきれ

いにしていました。果実組合のブルーベリー部会の中で、そういうふうにするべきだということ、お互いに技術研鑽する中でやっているわけですけど、そんなこともされて、しっかりした経営がされているのかなと思いました。量的にもしっかり、果実は収穫できているとんだらうなと思いました。何しろいろいろな種類があるわけなんです、その種類もそろえて、会員制の農園としてやっている状況が見受けられましたので、よくなっているなど、そこは部会としても確認しました。本当に初めは心配だったというのがあって、彼らから部会に入りたいという申出があって、それはしっかりしたものをつくらぬの思いがあつてのことだと考えています。このような状況でした。

**議長（阿部会長）**

それでは、ほかに御発言ございますか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、ただいま2議案を一括して説明し、審議したところでございます。採決についても一括とすることで御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（阿部会長）**

異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第47号及び議案第48号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程6議案第47号及び日程7議案第48号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程8 議案第49号 農用地利用集積等促進計画の要請について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程8議案第49号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、16ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第49号 農用地利用集積等促進計画の要請について。別紙農用地利用集積等促進計画に定める事項整理番号7-20から7-21及び7-1035は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、当該事項を示して農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請することとする。令和7年11月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17ページから18ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画の作成を農業委員会から農地中間管理機構に要請するものです。

本庁管内の2件について説明いたします。

整理番号7-20及び7-21は、期間満了に伴う更新に合わせて耕作者を変更するための貸借の権利を設定するもので、合計2件、4筆2,027㎡です。なお、借受人は、本農業委員会が令和7年9月8日に新規就農認定した者が初めて借り受けるものとなっています。

本庁分は以上です。

### 事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の1件について説明いたします。

17ページの整理番号7-1035は、期間満了に伴う更新のための貸借の権利を設定するもので、1件、3筆2,137㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第49号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

### **全員挙手**

#### **議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程8議案第49号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程9 議案第50号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程9議案第50号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、19ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第50号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号7-106から7-224及び7-1009から7-1028は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和7年11月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、20ページから40ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画の案に対し、求めに応じ、意見するものです。

本庁管内の119件について説明いたします。

整理番号7-106から7-216は、期間満了に伴う更新のため、貸借の権利を設定するもので、合計111件、143筆165,283㎡です。このうち、耕作者の変更を伴うものは7-108から7-110、7-112、7-119、7-130、7-131、7-137、7-149、7-152、7-153、7-156、7-157、7-166、7-169、7-171、7-178、7-179、7-185、7-188、7-198、7-208、7-213、7-215となります。

続いて、整理番号7-217から7-220は、耕作者変更のため、貸借の権利を設定するもので、合計4件、9筆3,250㎡です。

契約期間は従前の貸借期間を引継ぎ、7-217及び7-218は2年間、7-219及び7-220は1年間となっています。

続いて、整理番号7-221から7-224は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計4件、6筆9,400㎡です。新規分の案内図は23ページから30ページを御覧ください。法第18条第5項に規定する認可要件のうち、第2号イ全部効率利用要件について、経営農地はそれぞれ適切に管理されております。

第2号ロ常時従事要件について、それぞれ150日以上で要件を満たしております。

以上のことから、認可要件第2号を満たすものと判断しました。

本庁分は以上です。

### 事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の20件について説明いたします。

35ページの整理番号7-1009から40ページの7-1027までは、期間満了に伴う更新のための貸借の権利を設定するもので、19件、57筆35,013㎡です。

整理番号7-1028は、新規に貸借の権利を設定するものですが、権利の設定を受ける者は7-1009から7-1027と同じ東京グリーンシステムズ株式会社で、

1 件、1 筆 2 9 6 m<sup>2</sup>です。新規分の案内図は 3 2 ページを御覧ください。契約期間は 3 年で、露地野菜を栽培する予定です。なお、この東京グリーンシステムズ株式会社は、本市農政課から事業計画書が承認され、農業参入している解除条件付き法人となります。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 5 0 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程 9 議案第 5 0 号については、原案のとおり決定いたしました。

て

**議長（阿部会長）**

続きまして、日程 10 議案第 51 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、12 番木下賢一委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

**12 番 木下賢一委員 退席**

**議長（阿部会長）**

それでは、日程 10 議案第 51 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（武信総括副主幹）**

それでは、41 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 51 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号 7-225 及び 7-226 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第 18 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和 7 年 11 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、42 ページを御覧ください。

本議案は、議案第 50 号と同様の議案ですが、議事参与制限がありますので、別の議案となっております。

本庁管内の 2 件について説明いたします。

整理番号 7-225 及び 7-226 は、期間満了に伴う更新のため、貸借の権利を設定するもので、合計 2 件、3 筆 2,957 m<sup>2</sup>です。

法第 18 条第 5 項に規定する認可要件のうち、第 2 号イ全部効率利用要件について、経営農地はそれぞれ適切に管理されております。

第 2 号ロ常時従事要件について、それぞれ 150 日以上で要件を満たしております。

以上のことから、認可要件第 2 号を満たすものと判断しました。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第51号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程10議案第51号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、12番木下賢一委員は御着席をお願いいたします。

**12番 木下賢一委員 着席**

日程 1 1 報告第 4 6 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 2 報告第 4 7 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 3 報告第 4 8 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 1 4 報告第 4 9 号 非農地証明書の発行について

日程 1 5 報告第 5 0 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 1 6 報告第 5 1 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 7 報告第 5 2 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

**議長（阿部会長）**

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたしますが、初めに、事務局から補足説明はありますか。

**事務局（武信総括副主幹）**

ありません。

**議長（阿部会長）**

ありませんので、委員の皆様方から、御発言があればお願いします。

**5 番（藤村委員）**

47 ページですけど、畑を 2 ヘクタールやられていて、売上げの実績が 93 万円というのは、農地所有適格法人ですので、畑の利用状況はいかがなものでしょうか。

**事務局（武信総括副主幹）**

株式会社ファームファクトリーは、もともとは萩原農園という法人名でやっております、そこの農園の先代が今の代表取締役の父親になるんですけども、父親が亡くなり、息子が株式会社ファームファクトリーということで、この法人を引き継いでおります。株式会社ハギワラとあるんですが、そこの代表取締役のグループ会社のトップの方

になりますので、こちらで作ったものについては、従業員などに配ったり、あとは直売も実際には少しやっているんですけども、このくらいの売上げにとどまっているという形になっております。

**5番（藤村委員）**

金額には表れないけれども、質問は、この2ヘクタールの畑が良好に使われているかどうかということです。

**事務局（武信総括副主幹）**

すみません。質問の趣旨に答えられていませんでした。農地につきましては、全て適正に管理されております。それは確認しております。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言ございませんか。

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、以上で日程11報告第46号から日程17報告第52号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第10回総会は、令和7年12月25日木曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市民会館3階第一大会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第9回総会を終了いたします。